

2024年度 最新の労働情勢・関係法令に関するトップセミナー

— 弁護士と医師（産業医）による — 企業の従業員に対する健康管理と 安全配慮義務をめぐって



安西法律事務所 所長

弁護士 **安西 愈** 氏

講師



岡山大学大学院医歯薬学総合研究科
疫学・衛生学分野 准教授

医師・産業医 **高尾 総司** 氏



最近、経営において社員の健康を重視するという「健康経営」ということが盛んに言われています。わが国では、雇用時の健康診断から退職まで年1回の定期健診が罰則付きで使用者に義務付けられ、その結果による就労上の措置も法的義務とされているなど、使用者は採用から退職までの健康管理義務を負っているという先進国では健康情報は個人的なプライバシーに属し、健康管理は労働者個人に委ねられているという制度とは全く異なっています。そのため、場合によっては使用者が社員の健康管理を怠ったときは、安全配慮義務違反として損害賠償責任を問われる、という特殊な法制度となっており、それ故に社員の健康管理をめぐる紛争は多く、トラブル対応も法的・医学的な知識がなければ難しい面もあります。本セミナーでは、専門的な弁護士と医師（産業医）による双方の観点からこの問題を取り上げて、その対応等についての講演を開催します。企業の経営者をはじめ、労務人事・安全衛生部門責任者・担当者、ぜひ多くのみなさまにご参加いただきますようお願い申し上げます。

日時

2025. **2.27** **木** 13:30~16:50

(会場受付 13:00~)

講演内容は
裏面を
ご確認ください

参加費

会員 5,000円

(税込/1名) ※愛知県内の労働基準協会会員に限りです

非会員 10,000円

(税込/1名)

会場

中日ホール&カンファレンス Room1
定員 100名

(名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル6F)

・市営地下鉄東山線・名城線「栄」駅、名鉄瀬戸線「栄町」駅から地下街直結（13番出口横）

WEB

LIVE配信 Zoomウェビナー

※視聴専用のため(質疑応答)はご利用いただけません。

※受講前にZoomのご準備をお願いします。

【お申込み】

愛知労働基準協会ホームページ (<https://www.airouki.or.jp/training/>)、または右の二次元バーコードからお申込みください。

会場参加



申込締切 2/23(日)まで



WEB参加

お問い合わせ

公益社団法人 **愛知労働基準協会**

名古屋市中区栄2丁目9-26 ポーラ名古屋ビル内

T E L 052-221-1438

E-mail jigyo-ark@airouki.or.jp

愛知労働基準協会



■講師紹介

安西 愈 氏



1938年香川県生まれ。高松商業高等学校卒業後、香川労基局入局。在職中に中央大学法学部卒業(通信教育課程)、司法試験合格。69年労働省退職。71年弁護士登録。第一東京弁護士会副会長、東京基督教大学兼任講師、中央大学法学部兼任講師、労働省科学顧問、最高裁司法研修所教官、日弁連研修委員長、中央大学法科大学院客員教授、東京地方最低賃金審議会会長などを歴任。人事・労務問題の専門家として活躍中。著作として、「トップ・ミドルのための採用から退職までの法律知識」(中央経済社)、「多様な派遣形態とみなし雇用の法律実務」(労働調査会)などがある。

■講師紹介

高尾 総司 氏



1971年岡山県生まれ。96年岡山大学医学部卒業。嘱託産業医として、のべ20社以上の経験を持ち、リスクマネジメントの観点から再構築した職場の健康管理手法は人事労務担当者には理解しやすいと好評。約10名の産業医の指導にあたった経験をさらに一般化して、人事労務担当者や社会保険労務士に対する労務管理による健康管理の普及を図っている。安西愈弁護士とは、定期的に意見交換を行う機会を持つことで、メンタル対策における法律的側面についても考慮している。著作として、「健康管理は社員自身にやらせなさい」(保健文化社)、「面接シナリオによるメンタルヘルス対応の実務」(労働新聞社)などがある。

講 演 内 容

01

企業には従業員の健康管理義務があるか
— 雇入れから退職までの健康管理の
企業の責務は —

02

健康診断と結果の措置義務実行の重要性
— 労働者には自己保健義務と
自己管理責任はないのか —

03

長時間労働者に対する医師面接制度と
管理者、労働者本人の責務をめぐって
— 労使ともに面接結果の活用が必要。
そのため社内の規定化等も —

04

ストレスチェック制度をめぐる問題
— ストレスチェックと本人・職場の
活用上の留意点 —

05

労働者の心身の状態に関する
情報の取扱い
— 個人情報保護法上の健康情報の
取扱いをめぐって —

06

使用者のメンタルヘルスマネジメントと
安全配慮義務
— 法的責任と産業保健的な面からの
対応について —

07

メンタルヘルス問題と
休職・復職をめぐって
— 復職可能状況をめぐる主治医と
産業医の見解の問題 —

08

最近の職場管理上のメンタル的な
トラブルの問題
— 管理者を悩ます多様な
メンタル問題への対応 —